



男女共同参画団体を

募集します

長野市では、男女共同参画社会の実現に向けた市民のみなさんの取組を応援するため、『男女共同参画団体』制度を設けています。

市内の男女共同参画に関する視点を取り入れて活動をしているグループで、団体登録の申請は随時受け付けます。

私たちと一緒に、男女が互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会づくりを進めましょう！

どんな活動の団体？ 例えば・・・

- 家庭、働く場、学校、地域社会での男女共同参画に取り組む団体
- 男性の家事、育児、介護に関して取り組む団体
- DVなどの暴力の根絶に取り組む団体
- 女性の健康や心身のサポートに取り組む団体 など



参画団体になったら・・・

〔団体の活動を支援します！〕

- 勤労者女性会館しなのきを無料で利用できます（月3室以内、ホールは対象外）。
- 男女共同参画センターにある高速印刷機を無料で利用できます（用紙はご持参ください）。
- 男女共同参画センターが、団体実施の男女共同参画事業について支援するとともに、男女共同参画に関する情報を提供します。
- しなのき情報コーナーで、グループ活動のPRなどの情報発信ができます。

〔男女共同参画に関する事業などの実施を！〕

- 年間活動の中で、男女共同参画に関する事業を実施しましょう（2回以上）。
- 市が実施する男女共同参画事業に積極的に参加しましょう。



参画団体になるには・・・

- 1 規約又は会則により、その団体の目的、組織及び運営方法が明確に定められていること。
- 2 構成員の過半数が市内に居住し、通勤し、又は通学する者であること。
- 3 団体活動を継続的に行っている団体又は行うことができる団体であること。
- 4 特定の政党又は宗教を支援しないこと。
- 5 営利を目的としない団体であること。



登録方法は・・・

- 登録に当たっては、まず長野市男女共同参画センターにご相談ください。活動への助言、また支援についてお伝えします。
- 登録は、指定の登録申請書に必要書類を添えて、長野市男女共同参画センターにご提出ください。
- 募集要項及び登録申請書は、長野市公式ホームページからダウンロードしてください。

令和8年度 募集要項・登録申請書の
ダウンロードはこちら



〔相談・申請書提出先〕

★長野市男女共同参画センター

長野市大字鶴賀西鶴賀町1481-1(勤労者女性会館しなのき内) ☎026-237-8303

/ E-mail : danjo-center@shinanoki.org

〔事業担当〕

長野市地域・市民生活部人権・男女共同参画課 ☎026-224-5428

/ E-mail : jinken-danjo@city.nagano.lg.jp